

第3版

(2025年3月21日)

令和元年度健康寿命延伸産業創出推進事業

# ヘルスケア認定寝具<sup>®</sup>制度



経済産業省ヘルスケアガイドラインロゴマーク



JBA ヘルスケア認定寝具ロゴマーク

寝具業界における（一社）日本寝具寝装品協会の自主基準であるヘルスケア認定寝具制度は、経済産業省指針を踏まえていることを宣言いたします。



一般社団法人 日本寝具寝装品協会

## — 目 次 —

### <ガイドラインの自己宣言>

1. はじめに.....	3
経済産業省「ヘルスケアサービスガイドライン等のあり方」の概要 宣言書（2025年3月21日） チェックリスト(別紙2)、(別紙3)、(別紙4)	

2. 寝具業界におけるヘルスケアサービス品質向上に向けたガイドライン策定事業.....	8
---	---

### <ヘルスケア認定寝具ガイドライン>

3. ヘルスケア認定寝具制度 <ヘルスケア認定寝具 認定基準> .....	14
4. ヘルスケア認定寝具制度 <ヘルスケア認定寝具 運用規程> .....	21
1、運用規定	
2、JBA コンプライアンス委員会規約	
3、試買テスト実施要項	
4、ヘルスケア認定寝具 申請・審査フロー	
5、申請料・認定料 及びラベル等使用料	
* 形式(1) ヘルスケア認定寝具審査用 申込書 .....	28
* 形式(2)-① ヘルスケア認定寝具 ラベル交付申請書 .....	30
(2)-②ヘルスケア認定寝具 ラベル(シール型)交付申請書 .....	31
* 形式(3) ヘルスケア認定寝具 商標付帯印字使用申請書 .....	32
* 形式(4) ヘルスケア認定寝具 ロゴ商標使用申請書 .....	33

2020年2月28日策定

2022年1月31日改定

2025年3月21日改定

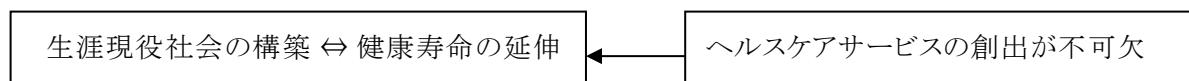
## 1、はじめに

一社)日本寝具寝装品協会(通称JBA)ヘルスケア認定寝具制度は、下述の平成31年4月12日版:「経済産業省ヘルスケアサービスガイドライン等のあり方」を踏まえて、寝具業界における自主基準を定めたものです。

### 経済産業省「ヘルスケアサービスガイドライン等のあり方」の概要

ヘルスケアサービスとは

健康の保持・増進、介護予防を通じた健康寿命の延伸に資する商品の生産、又は販売、役務をいう。ただし、介護法(福祉用具認定品)、薬機法(医療機器認定品)を除く

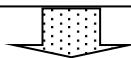


「ヘルスケアサービス」の現状は

- ① ヘルスケアサービス事業者が利用者に直接サービスを提供する業態:B-C
- ② 仲介者(地域包括ケアシステム関係団体や関係事業者、企業、健康経営に取り組む企業等)を介して事業者のヘルスケアサービスが利用者に届けられる業態:B-B-C がある。

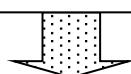
ヘルスケアサービスの現状を鑑みた場合、上記②にも取り組む必要性がある。(B-B)

⇒ JBAを含むヘルスケアサービス事業者と仲介者の間での、流通構造の構築が必要



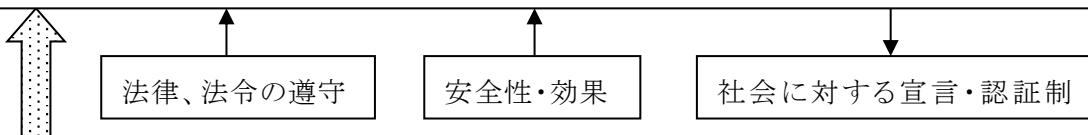
仲介者が事業者を選択する際の判断の指針になる「業界自主ガイドライン」の策定が必要であり、「業界自主ガイドライン」の策定・改訂においては以下の点に留意すること。

- ・ 業界自主ガイドラインの趣旨や目的の明確化
- ・ ヘルスケアサービス要件の具体化・詳細化
- ・ 業界団体として統一すべき安全性と効果に関する検証方法の具体化



#### 業界自主ガイドライン設定について

- ・ 自主ガイドライン設定⇒ヘルスケアサービスに係わる一定の品質の基準を示すこと
- ・ 業界自主ガイドライン設定に際しては、① 透明性、② 客観性、③ 繼続性 が重要



- ・ ヘルスケアサービスの市場動向、利用状況の把握
- ・ 利用者のニーズや期待、ヘルスケアサービスに関する相談や苦情
- ・ 各事業者の取組状況や品質確保の仕組についての情報把握

上述の項目を踏まえて、令和2年3月 JBA ヘルスケア認定寝具 の自己宣言にいたりました。

## 宣言書

経済産業省

商務・サービスグループ ヘルスケア産業課長 殿

下記の事項について、本書面で誓約致します。

### 記

- 業界自主ガイドライン等は、「ヘルスケアサービスガイドライン等のあり方」の記載事項を踏まえ策定していることを宣言します。
- 「ヘルスケアサービスガイドライン等のあり方」を遵守していることの説明責任は、策定を行った業界団体に帰するものであり、経済産業省やその他「ヘルスケアサービスガイドライン等のあり方」の策定に関与した団体・個人が何らかの責任を負うものではありません。
- 「ヘルスケアサービスガイドライン等のあり方」を踏まえ策定した業界自主ガイドライン等に基づき、会員企業等が提供するヘルスケアサービスが、第三者に損害を与えた場合には、損害を与えた会員企業等が当該損害についての全責任を負うものであり、経済産業省やその他「ヘルスケアサービスガイドライン等のあり方」の策定に関与した団体・個人が何らかの責任を負うものではありません。
- ロゴマークの使用は、業界自主ガイドライン等の普及のための活動のみに限るものであり、会員企業等がロゴマークを使用することはできません。
- 会員企業等に対し、ロゴマークを使用することがないように周知徹底します。
- ロゴマークの使用にあたって要する一切の費用は、第三者との係争、審判、訴訟等について要した費用等を含め、業界団体が負担します。
- 会員企業等に対し関係法令等の遵守の徹底を図り、健全なヘルスケア産業の発展に努めます。
- 経済産業省から要請がある場合は、ヘルスケアサービス提供実態やロゴマーク使用実態等の報告を行うものとします。
- 本宣言書及び別表は、業界自主ガイドライン等内に別添することで公知します。

以上

2025年3月21日

ヘルスケア認定寝具制度

一般社団法人 日本寝具寝装品協会

代表理事 西川 八一行

(連絡先) 専務理事 村本 修一

## 「あり方」に示された踏まえるべき観点 チェックリスト

	「あり方」 該当箇所	踏まえるべき観点	理由・根拠
1.	(ア)透明性	1) 業界自主ガイドライン等の公開	基本方針の JBA ホームページにて掲載
2.		1)① 策定委員会メンバー構成の適切性 専門性のある意見を聴取できる者の参画	認定委員会及び策定委員会の設置。理事会での承認
3.		1)② 制度を所管する関係省庁(課室)への確認	ヘルスケア産業課への相談
4.		1)③ 議事要旨や関連資料等の公開	認定委員会・策定委員会の議事録のホームページ掲載
5.		2) 社会的責任に関わる情報の策定や開示	機能の表示に関して、客観的なエビデンスの提供を必須事項とした
6.	(イ)客観性	1),2),3) ヘルスケアサービスの安全性及び効果の裏付けとなるエビデンスを開示する体制の整備	策定委員会で議論した内容、アンケート・ヒアリング調査結果等
7.		4),5) 開示される安全性やエビデンスにおける用語の定義や情報源、対象者、測定方法等の明示	エビデンスには情報源、対象数、測定方法の義務付け
8.	(ウ)継続性	1) 人的資源や財政基盤の明示	認定申請企業の、企業業績、営業活動、人員構成、コンプライアンスへの意識等を審査
9.		2) ヘルスケアサービスを中止する場合の補償や事業者における対応等の明示	運用規定 11 条(違反措置)において、会員企業の対応

\*枠内で書ききれない場合には、別途資料を添付してください。

## 業界自主ガイドライン等に入れるべき項目の骨子 チェックリスト

番号	入れるべき項目の骨子	業界自主ガイドライン等の該当ページ
1	ガイドラインの趣旨・背景	3. 認定基準 第1条目的、第2条定義
2	ガイドラインの適用範囲	3. 認定基準 第3条対象品目
3	ヘルスケアサービスの品質を確保するための仕組み	3. 認定基準 第5条認定機関
4	ガイドラインで使用する用語及び定義	3. 認定基準 第4条評価項目
5	想定される仲介者及び利用者	4, 運用規程 第2条定義(1)で加盟を前提とする
6	ヘルスケアサービス事業者が遵守すべき事項とその実施体制	4, 運用規程 第3条にて申請制度とする
7	保持しておくべきエビデンスの内容とその開示体制	4, 運用規程 第4条認定に明記
8	仲介者、利用者に情報提供すべき内容や広告表示のあり方	4, 運用規程 第9条ロゴマークの使用で明記
9	関係する法令・制度、標準規格、業界自主ガイドライン等	4, 運用規程 第10条表示者の遵守事項明記
10	ガイドラインの有効期間	3. 認定基準 第9条 有効期間にて設定

(別紙4)

業界自主ガイドライン等の見直しに当たって特に確認する事項 チェックリスト

番号	見直しに当たって特に確認する事項	確認結果
1	想定する仲介者や利用者の変化、仲介者や利用者のニーズの変化	消費者の洗濯性に対する意識の変化
2	関係する法令や規格等の変更の有無	評価項目に対する試験方法の追加
3	ヘルスケアサービスに関する新たなエビデンスデータ等の公表の有無	評価項目に対する試験方法の追加
4	ヘルスケアサービスの安全性、予防・健康上の効果についての再検証の必要性	今回の改訂においては再検証無し
5	業界自主ガイドライン等に定められた事項の事業者の遵守状況	試買テストの実施にて違反規程の遵守を確認

※枠内で書ききれない場合には、別途資料を添付してください。

## 2. 寝具業界におけるヘルスケアサービス品質向上に向けたガイドライン策定事業

### ◆「ヘルスケアガイドライン策定に向けた基本方針」

策定に向けては、議論の場より透明で中立的立場、客観性を保ち且当寝具業界でのヘルスケアサービスの要件の具体的詳細化並びに統一すべき安全性と公平性に対する検証方法等を整備し様々な法律を遵守し規約を決定して業界自主ガイドラインと位置づける。

### ◆JBA :実施した全体的な事業内容

#### (1)調査事業の確立

▷調査業務の内容決定と調査委託先(外注)の選定・契約

#### (2)実施した訪問調査等

▷ビックサイトでの国際福祉器展にてヘルスケア関連事業収集

▷西川㈱にてヘルスケア関連情報収集

▷医療法人社団グッドスリープクリニック 日本睡眠学会専門医 山中隆夫氏より情報収集

▷(一社)日本ホームヘルス機器協会での情報収集

▷(一社)日本ホームヘルス機器協会主催「体質改善機器の認証事業説明会で収集

▷日本睡眠学会前理事長慈恵医科大学葛飾医療センター精神神経科診療長伊藤洋氏を訪問しての、ヘルスケア表示寝具寝装品の認証についてアドバイスを受けた。又ヘルスケア認定寝具寝装品の認定委員会就任を依頼。

#### (3)調査委託外企業との合同調査等

▷(一社)日本福祉用具供給協会を訪問し仲介者向けアンケートの協力依頼を行った。

▷(公財)テクノエイド協会を訪問。福祉用具の臨床評価事業、TAIS 等について詳細な情報を入手。

▷(一社)日本福祉用具供給協会を訪問。仲介者向けアンケートの集計結果を報告すると共に今後の事業への協力要請を行った。

▷介護福祉士とモデルで著名な上条百里奈氏を訪問し、介護の現場におけるヘルスケア認定寝具寝装品機能についてアドバイスを受け、又ヘルスケア認定寝具寝装品の認定委員会の委員就任を依頼した。

▷(株)ベネッセスタイルケア訪問。寝具寝装品業界に対する要望事項等についてヒアリングを行った。

#### (4)アンケート調査の実施

① 11/7日、調査事業委託先より示された「仲介者機関・施設を対象にしたヘルスケアサービスの情報収集用アンケート票案」、「JBA会員企業を対象にしたヘルスケアガイドライン策定のための情報収集用アンケート票案」を基に、実施するアンケート調査票を作成した。

② 11/12日開催の第2回策定委員会で、アンケート票の内容を検討した。委員会で出された意見を基に、eメールによる委員会メンバー間と事務局での修正作業を重ね、

11/18日最終的なアンケート票を作成し、仲介者機関・施設への調査対象者100名、JBA会員企業団体への調査先47ヶ所へ配布した。(アンケートの締め切りは11月末)

- ③ なお、上記仲介者機関・施設への調査対象先の選定は、一般社団法人日本福祉用具供給協会の協力を得て、当該協会の会員であるヘルスケアサービス事業者、ケアマネジャー、福祉用具選定士／福祉用具専門相談員等の中から100名を選定してもらい、そこへアンケート票を送付した。
- ④ 「JBA会員企業へのアンケート調査」、「仲介事業者を対象にしたアンケート調査」は、委託先(株繊維情報システムセンター)にて集計・分析作業を行い、まとめた報告書が12/10日に提出された。それを基に、12/13日開催の第4回委員会で報告し内容の検討を行った。出状数、回答数については以下のとおり。

\*一般社団法人日本寝具寝装品協会会員企業へのヘルスケア表示寝具に係わるニーズ調査：

出状数：正会員企業37社 + 賛助会員6社 + 日羽協連8社 = 51社

回答数：37社 アンケート票の回収率： $37 \div 51 \times 100 = 72.5\%$

\*仲介者(ヘルスケアサービスを仲介する医療関係者、ケアマネジャー、健康経営事業者、他)の寝具寝装品に対するヘルスケア・サービス・ニーズ調査：

101通出状 宛先該当なしで返送されたもの1通→出状数100通

回収数：48通 回収率：48.0%

上記2つの調査経緯は以上のとおりであるが、調査を通じて「ヘルスケア表示寝具寝装品の認証制度や認証方法、制度の運用についての検討に、貴重な情報が得られた。

## ◆策定したヘルスケア認定寝具寝装品認証制度の普及展開

### (1)成果普及説明会の開催中止

- ①「ヘルスケア認定寝具寝装品の認定基準・認定審査方法・運用規程」寝具業界及び仲介者ヘルスケアサービスを仲介する医療関係者、ケアマネジャー、健康推進経営事業者他へ普及の為準備を整えていた。
- ② しかしながら 12 月末に中国・武漢で発生した「新型コロナウイルス」が日本国内でも感染があり、その後の政府判断や他の業界の中止、延期等を照らしあわせ延期の判断をした。
- ③ よって予定していた「説明会・セミナー」を来年度に行う事を決定し、コロナウイルスの終息に向けた情況をみて早い時期に行うこととした。

### (2)「JBA ヘルスケア認定寝具寝装品の認定制度とその運用について」

- ① 事業計画では、策定したヘルスケア認定寝具寝装品認証制度等の普及展開の為に策定した内容を小冊子にまとめ 300 部の印刷製本を行い普及展開のツールとしていく。
- ② 委員会の中で委員及び事前訪問調査企業から「認定制度・その運用」の必要性を受け印刷部数 800 部に増刷を決定し 2/28 に 50 部 3/5 に 750 部の納品を済ませた。  
今後の配布予定は、寝具寝装品業界関係者、ヘルスケア事業者等に 400 部、説明会実施時に 400 部の配布を予定している。

### (3)JBA ホームページ、スマートフォン等を介した情報提供の実施

ホームページページでの掲載コンテンツの内容

- ① 「JBA 健康寿命延伸産業創出事業(ヘルスケアサービス品質評価構築事業)」
- ② 経済産業省ヘルスケア産業課のプレスリリースされている「ヘルスケアガイドライン等のあり方」平成 31 年 4 月 12 日版
- ③ 国がめざすヘルスケアサービスの品質向上に向けた取り組みの紹介
- ④ 令和元年度 JBA 補助事業実施計画概要
- ⑤ JBA 会員企業及び仲介者向けアンケート調査の分析報告書
- ⑥ 実施した令和元年度事業のまとめ(最終報告書の要約版)

### (4)JBA が主催する各委員会での普及展開

各委員会及び協議会等での説明を積極的に行い認知度の向上を図った。

(組織強化人材育成委員会、需要創出・啓発委員会、コンプライアンス委員会他)

#### ◆ヘルスケアガイドライン策定で必須となる透明性について

##### 1. 理事会・検討会等で議論した内容、アンケート・ヒアリング調査結果等

###### 1) 透明で中立的な場における議論

- ① ガイドラインの策定委員会のメンバーは寝具寝装品の直接関係者だけでなく、下記のような寝具寝装品に関連する広域事業者をメンバーに加え、議論・審議・検討を進めた。
  - ・ダイトウボウ(株)ヘルスケア事業本部
  - ・帝人フロンティア(株)
  - ・ブリヂストン化成品(株)
  - ・(一財)ボーケン品質評価機構

- ② JBA の他の委員会(需要創出・啓発委員会、コンプライアンス委員会、業種別部会、等)において、ヘルスケア機能表示に関して意見を聴取した。

- ③ 仲介者向けアンケートの実施において、一般社団法人日本福祉用具供給協会に協力を要請し、当該協会の会員の中から介護福祉士、ホームヘルパー、福祉用具指導士・アドバイザー等 100 名を推薦してもらい、広くアンケートを行った。

###### 2) 業界団体以外の意見聴取、仲介者や利用者の視点を踏まえた議論

- ① 寝具寝装品業界以外に、公益財団法人テクノエイド協会、一般社団法人日本福祉用具供給協会、一般社団法人日本ホームヘルス機器協会、医療法人社団グッドスリープクリニック 日本睡眠学会専門医 睡眠環境・寝具指導士®山中隆夫氏、日本睡眠学会、一般社団法人日本アパレル・ファッショングランプリ協会、(株)ベネッセスタイルケア、上条百里奈氏等の介護福祉士、等から寝具寝装品のヘルスケア機能表示に関し意見を聴取した。

- ② 上記「仲介者向けアンケート」で寄せられた介護福祉士、ホームヘルパー、福祉用具指導士・アドバイザー等の意見や視点を踏まえて、策定委員会を行った。

- ③ ヘルスケア認定寝具寝装品の認定審査委員には、睡眠学関連医師、生理人類学者、福祉用具供給者、介護福祉士、繊維製品品質評価機関の実績者を予定し、業界団体以外の意見聴取、仲介者や利用者の視点を踏まえた意見が反映できる体制を整えた。

###### 3) 策定したガイドラインのHP等での開示

- ① ガイドライン策定委員会の開催後、詳細にわたる会議の議事録を残し、事後直ちに関係

者に閲覧してもらった。(議事録は3/10日にまとめてホームページにアップした。)

- ② 実施した計7回のガイドライン策定委員会で配布した会議用資料もホームページにアップした。
- 4) 事業者に対して必要に応じて社会的責任に係わる情報の策定・開示を求める制度の構築
  - ① 策定した「ヘルスケア認定寝具寝装品の認定申請・審査・運用制度」において、「企業の事業継続性」、「SDGsへの取組み」を審査評価項目に設け、申請する企業の社会的責任に係わる情報の策定・開示を求めた。
  - ② 申請企業の表示機能に関して、利用者の観点からの客観的なエビデンスの提供を必須事項にした。
- 2. ガイドラインに設けた項目および各項目の設定理由(委員・仲介者・利用者等の意見、アンケート・ヒアリング調査結果等のプロセス)
  - ① 「仲介者向けのアンケート調査」、「JBA会員企業向けアンケート調査」、介護福祉士やホームヘルパー等からの意見聴取で寄せられた「介護の現場での寝具に対する要望事項の第1は、防汚・防水対策」という意見を基に、“丸洗いできる機能”、“防汚機能”、“防水機能”的評価点を上げた。
  - ② 昨今の「睡眠が十分に取れない」という人に対する“スリープテック”的報道とそれによる消費者の関心の高さに基づき、委員会で検討した結果従来になかった「スリープテック」の評価機能を設けた。
  - ③ 利用者の観点からの客観的なエビデンスの提供を必須事項にするという策定委員会の決定事項に基づき、健康／衛生／メンテナンス性についての審査用機能エビデンスは、公的又はそれに準ずる検査、学究、病院等の機関実証データとし自社データは原則不可とするようにした。

#### ◆ヘルスケアガイドライン策定で必須となる客観性について

- 1. 策定委員会等で議論した内容、アンケート・ヒアリング調査結果等
  - 1) 健康の保持増進や介護予防の効果となるエビデンスの開示体制について
    - ① 健康の保持増進や介護予防の効果を表現する製品の機能や效能については、その裏づけとなる科学的根拠が必須であるが、その根拠となる試験対象者数や測定方法、等について求めガイドラインに盛り込むことは、それぞれの製品によって試験方法や測定方法が異なるため、かなり難しいと思われる。
    - ② 寝具寝装品の場合、熟睡できれば当然疲労回復にもなり、血行促進効果があり健康増進にもなる。そのことは人間が経験を通じて認知している知識である。このように人間が経験を通じて認知している知識に関する機能や效能について、その裏づけとなる科学的根拠をどのような方法で得るのかを事前にガイドラインに盛り込むことはかなり難しい状況にある。
    - ③ 以上の認識のもと、委員会での客観的・公正な観点、及びボーケン品質評価機構の検査の内容、薬機法等から「ヘルスケア認定寝具の認定項目と審査項目」を策定した。具体的には、認定・審査項目は、睡眠健康機能(60点満点)、衛生機能(15点満点)、メンテナンス機能(15点満点)、企業社会性(10点満点)の4項目・100点満点で評価することにした。
    - ④ さらに各項目には、項目構成要素を持たせ、例えば「衛生機能」であれば、制菌(特定)、抗ウイルス、消臭、制菌(一般)は各15点、防ダニ、防カビ、抗菌(抗菌防臭)、

防蚊は各10点といった8個の構成要素と配点を用意した。このような内容であればどの寝具寝装品メーカーも客観的な基準として捉えることが出来るからである。

- ⑤ 寝具寝装品にとって最も必要な「睡眠健康機能」は評価点60点満点で、その中の構成要素は17項目あり、機能項目の「眠りの質改善(安・快眠)」、リカバリー(疲労対応)は各40点とし、他15項目は各25点として、エビデンスとの整合性を査証して合否を○×で判定し、申請項目3項目まででその合計点数(上限60点)とする。このように客観的・公正な観点から委員会で検討し17項目について配点作業に時間をかけておこなった。
- ⑥ このようにして策定した「ヘルスケア認定寝具の認定項目と審査項目」は説明会やホームページ(HP)を通じて開示した。(来年度もセミナーやHPを通じて積極的に開示・PRしていく予定)
- 2) 開示されたエビデンスの内容の用語の定義、情報源、対象数(人数・属性)、測定方法の明示と信頼性の確保について
- ① 各社から出される「ヘルスケア認定寝具の認定申請」に際しては、申請する機能や性能に関して、エビデンスをつけること(メンテナンス機能項目でエビデンス取得困難なものなどは自社見解調書を提出)、エビデンスには情報源、対象数(人数・属性)、測定方法の明示を義務付けることとした。
- ② これにより、JBAが策定したヘルスケア認定寝具寝装品の認証・審査・運用体制において、消費者や仲介者の信頼性の確保が図られると考えている。
2. ガイドラインに設けた項目および各項目の設定理由(委員・仲介者・利用者等の意見、アンケート・ヒアリング調査結果等のプロセス)
- ① 前述したように、「ヘルスケア認定寝具の認定項目と審査項目」の策定に際しては、委員会での客観的・公正な議論、及びボーケン品質評価機構等検査機関の検査の内容、薬機法、各委員の専門的な知識等を基に“客観的な観点”から策定した。
- ② 策定した「ヘルスケア認定寝具の認定項目と審査項目」の概要については前述のとおり。

#### ◆ヘルスケアガイドライン策定で必須となる継続性について

1. 理事会・検討会等で議論した内容、アンケート・ヒアリング調査結果等

① 継続性(事業者が継続してヘルスケアサービスを提供していくこと)に関する議論では、「ヘルスケア表示の認定申請を行ってきた企業の、企業業績、営業活動、人員構成、コンプライアンスへの意識」等を審査項目に挙げるべきだ、との意見が出された。

② 委員会では「事業者が継続して良質なヘルスケアサービスを提供していく」ことにウエイトを置き「ヘルスケア認定寝具の認定項目と審査項目」の中に下記「企業社会性」の項目を設けた。

③ しかし、委員会の意見として、「表面的に企業の業績を見るのには、決算報告書等があるが、当該企業のコンプライアンスや日々の営業活動までチェック項目に入れるのは難題である」との声が大勢を占めた。検討の結果、同業他社からの情報や取引状況からの判断も重要であり、そのような情報が入りやすいJBAが「継続性」の判断に加わった方が良いとの意見が出された。
2. ガイドラインに設けた項目および各項目の設定理由(委員・仲介者・利用者等の意見、アンケート・ヒアリング調査結果等のプロセス)

- ① 前述したように、アンケートやヒアリングの場では、ヘルスケアサービスの継続提供に関する要望は出されなかつたが、継続性（事業者が継続してヘルスケアサービスを提供していくこと）の重要性から、委員会での検討の結果、策定した「ヘルスケア認定寝具の認定項目と審査項目」の中に4番目の評価・審査項目として「企業社会性」の項目を設けた（配点：上限10点）。「企業社会性」は「事業継続性：10点」、「SDGs取り組み他：10点」から構成することにした。
- ② 「事業継続性」は業歴、規模、CSR（労働基準法、下請法、特定商取引法、家表法、景表法、薬機法、等の順守）、CS組織活動、BCR事業継続計画シート、他から総合的に評価する。
- ③ また「SDGs取り組み他」は3R（リデュース、リユース、リサイクル）、外部認証（ISO、エコテックス、エコサート、エコマーク等）活用等から総合的に評価することにした。

### 3、ヘルスケア認定寝具制度

＜ヘルスケア認定寝具認定基準＞

2020年2月28日策定

2022年1月31日改定

2025年3月21日改定

#### 第1条 目的

寝具寝装品のヘルスケアに係わる機能、品質の基本条項を定めることにより、一般健常者や在宅の要介護者がヘルスケア認定寝具のサービスを有効利用するためには、仲介事業者（介護施設、ケアマネージャー、福祉用具ショップ、寝具小売店等）が、サービスの品質を正しく判断し、選択できる流通システム構築を目的とする。

#### 第2条 定義

ヘルスケア認定寝具とは、一般健常者や在宅の要介護者が睡眠による健康保持、健康増進を図り、介護予防を通じた健康寿命の延伸に資するものであり、経済産業省ヘルスケア産業課「2019年4月：ヘルスケアサービスガイドライン等のあり方」を踏まえ策定した「ヘルスケア認定寝具制度」に則して、表示する健康機能を証明する第3者検証機関での科学的根拠を有し、ヘルスケア認定寝具認定委員会（以下認定委員会という）が認定した寝具寝装品を言う。

#### 第3条 対象品目

第4条1項（1）睡眠健康機能に挙げる機能を有する「掛けふとん」、「敷きふとん」、「まくら」の寝具寝装品を対象とする。

掛けふとん：掛けふとん（厚薄合せタイプを含む）、合掛けふとん、肌掛けふとん  
夏掛けふとん（キルトケットを含む）、かいまき、他

敷きふとん：敷きふとん（ムートン敷を含む）、マット敷き、ベッドトッパー  
ベッドバッド、他

まくら：頭部用まくら、肩用まくら、腰用まくら、足用まくら、抱きまくら、他但し、介護保険法「厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目」及び、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（薬機法）の対象品目は除外する。

#### 第4条 評価項目

1. 下記に挙げる審査項目の総合点で評価する。

（1）睡眠健康機能

- (2) 衛生機能
- (3) メンテナンス機能
- (4) 企業社会性

2. 各審査項目は下記の具体的な機能及び性質に分けられ、該当製品が有する機能及び性質項目がヘルスケア認定寝具として適正であるかを評価する。

#### (1) 睡眠健康機能

##### (項目)

睡眠健康機能は下記に示す各項目の定義に則した機能項目とし、これに属さない機能項目については対象外とする。ただし、機能項目の表現は定義に則していれば下記に示す文言と同一でなくとも良い。

尚、下記の表現は一般的な機能性を示すものであり、該当製品に係る法規等を考慮した表現ではないので、個々の製品等における機能表現については該当する法規等に照らし合わせて各社の責任において表現・表示を行うこと。

	睡眠健康機能項目	項目の定義	エビデンス用データ
①	眠りの質改善 (安・快眠)	睡眠リズムを整えて 身体、脳、自律神経も休ませる眠りにいざなう手法	・P S G ・メラトニン等測定 ・有意差検定
②	リカバリー (疲労対応)	心身の疲れを睡眠中にサポートし、活気、活力の向上を図る(ウェアは一般医療機器対象)	・P S G ・P O M ・有意差検定
③	スリープテック	IOT 活用の寝室環境含めた睡眠サポートシステム	・IOT 利用の家電等連携機能
④	生体センシング	睡眠を可視化するセンサー内蔵する製品 ※薬機法品目の為、医療機器認定品不可	・圧電等センサー内蔵
⑤	血流への作用	温熱、浮力、圧着等で血流は促進され、滞ると筋肉の凝り、体温低下等の主要因となる	・血流データ ・P O M ・有意差検定
⑥	腰への負担が減少	敷き 3 大支持性能 (寝姿勢、体圧分散、寝返り性) が身体への負担が少なく腰にもよい	・体圧測定データ ・J B A 基準 ・有意差検定
⑦	調温調湿	寝床内環境 温度 33 度±1℃、湿度 50 % プラス±5 % の最適環境を創出保持する	・実測データ ・素材 J I S 試験

⑧	いびきの減少	上気道が狭くなり、粘膜が空気圧で振動し、いびきとなるのを軽減する	・P O M ・動脈酸素濃度測定 ・有意差検定
⑨	体圧分散性	人体は部位により重さがことなり、寝床でバランスよく体圧を分散し受け止める	・体圧測定データ ・J B A基準
⑩	寝返り性	敷きは寝床内温湿度や血液循環等で寝返りし、反発弾性と硬さで判定。掛けは人体に対するフィット性や動作に対する追従性を判定する。	・実測データ ・J B A基準
⑪	肩(首)負担が減少	まくらには背骨 S 字曲線の基点となる頸部中心に無理なく支える高さと形状が求められる	・頭部・頸部・肩部の圧力バランス測定 ・有意差検定
⑫	横向き寝が楽	東洋医学は横向き寝が楽な寝方（シムス体位）で、呼吸しやすく、腰への負担も少ない	・寝姿勢測定データ ・体圧測定データ
⑬	寝姿勢保持	直立時の背骨 S 字曲線が寝床内でも保持できることで身体への負担を減らす	・寝姿勢測定データ
⑭	保温性 (冷えの対処)	空気層で断熱効果を高めることで熱放出をしくする仕様構造である	・実測データ ・C L O値 ・サーモグラフィー
⑮	アレルゲンの低減	喘息、アトピー、花粉症等疾患要因。繊維上の花粉由来蛋白質（ダニ抗原、ハウスダスト含）を低減。ISO 化準備中 基準値未定	・実数比較値 ・有意差検定
⑯	接触冷感	触れるとひんやり感じる感覚で、熱の伝導性であり最大熱吸収速度 $q^-max$ 値で評価する	・J I S 実測データ ・ $q^-max$ 値 ・サーモグラフィー
⑰	吸湿発熱	体からの不感蒸泄等を繊維自体が吸収し、熱エネルギーに変換し発熱する	・実測データ ・素材 J I S 試験 ・サーモグラフィー

(補足事項)

(1) 睡眠健康機能 ①眠りの質改善において

睡眠ソリューションの寝具の有効性評価に重要な事項として Sleep Innovation Platform®が策定した、「睡眠ソリューションの有効性評価に関するガイドライン」を参考してください。

(試験機関)

エビデンス用データは、下記の機関及び施設で試験されたデータであることを必須とし、自社試験及び自社調査データは、参考データ扱いとする。

- ・大学研究施設
- ・病院（病院内治験）
- ・公的及び第三者検査機関
- ・素材企業（素材企業内試験室又は指定する検査機関）
- ・学会系研究機関

#### (臨床試験)

臨床試験を実施する際は、下記の条件に則して行う。

- ・有意差検定の有無
- ・ランダマイズの制約は設けない。
- ・比較品データの場合、比較品は一般標準市販品とし製品の詳細仕様を明記する。
- ・眠り(睡眠)の質に係る評価の場合、  
睡眠の質におけるその他の評価方法として、メラトニン、成長ホルモン、  
コルチゾール等の指標の測定、及び自律神経バランス LF / HE ストレス指標の  
測定とする。
- ・JBA マット敷きラベルは、寝返り性、快適性、耐久性機能を 4 ツ星評価目安  
している。

#### (2) 衛生機能

ヘルスケアに係る衛生機能であることを考慮し、下記の機能項目とする。

	衛生機能項目	対象項目、試験方法及び評価基準
①	制菌（特定）	JIS L 1902 抗菌活性値 > 標準布の増殖値
②	抗ウィルス	JIS L 1922 抗ウィルス活性値 $\geq 3.0$
③	消臭	対象となる臭気は、排泄臭、加齢臭、汗臭、たばこ臭、生ごみ臭 (複数ある場合は総合評価)
④	制菌（一般）	JIS L 1902 抗菌活性値 $\geq$ 標準布の増殖
⑤	防ダニ	JIS L 1920 忌避試験 中わた／ガラス管法、側地／侵入阻止法 JIS L 1920 増殖抑制試験 中わた／B 法 忌避率・増殖抑制率 共に 50%以上
⑥	防カビ	JIS L 1921 黒麹カビ、アオカビ、クロカビ、白癬菌の 4 種中、2 種 以上のカビを選択試験。抗カビ活性値 $\geq 3.0$
⑦	抗菌（防臭）	JIS L 1902 抗菌活性値 $\geq 2.2$
⑧	防蚊	JIS L 1950-1 生地の吸血阻止法(カケンのみ可能) JIS L 1950-2 生地の強制接触法(蚊帳, カーテン等で接触殺虫・気絶)

### (3) メンテナンス機能

ヘルスケアに係るメンテナンス性を考慮し、下記の機能項目とする。

	メンテナンス 機能項目	対象項目、試験方法及び評価基準
①	丸洗い	JIS L 1930 C形洗濯機（容量7～10kg）にて、取扱い絵表示に基づく洗濯・脱水が実施できること
②	防水	JIS L 1092 低水圧法 300mm以上
③	防汚	JIS L 1919 一社) 繊維評価技術協議会法の基準
④	速乾	JIS L 1930 C形洗濯機(容量7～10kg)にて取扱い絵表示に基づく洗濯・脱水を行った後、標準状態(20°C, 65%RH)にて30分(或いは60分)毎に測定し、洗濯前重量まで乾燥する時間を求める(最大8時間まで測定する)。 6時間以内を評価の目安とする。
⑤	取扱い性	従来品と比較して利便性・使い勝手の良さ等に優位性が認められること (厚薄2枚仕立て、カバー取付性、一枚敷、高さ調節、収納性、軽さ等)
⑥	防炎	防炎協会認定 (防炎ラベル、難燃ラベル) JIS L 1019 メセナミン法 側生地の評価基準(炭化長)最大7.0cm以下、平均5.0cm以下
⑦	再生	ふとん打直し等の再生可能な素材や仕様構造を有し、再生流通システムが利用できること
⑧	耐久性	素材、仕様構造等により、耐久性に優位性が認められること(生地:引裂強度や摩擦係数、詰めもの:回復性等)
⑨	フィット性	素材特性・仕様構造等により、掛のまとわり性能、敷き及びまくらの寝姿勢の適正保持性能に優位性が認められること
⑩	吸水性	JIS L 1907 布帛試験用滴下法 織物60秒以下 JIS L 1907 パイル試験用沈降法 60秒以下
⑪	制電性	JIS L 1094 半減期測定法30秒以内、摩擦帶電圧測定法2,000V以下
⑫	洗濯性	側生地が脱着式のものについては本体から側生地を取り外して JIS L 1930 C形の試験方法による洗濯・脱水が実施できること

#### (4) 企業社会性

経済産業省「ヘルスケアサービスガイドライン等のあり方」における継続性の観点に関連して「事業者がヘルスケアサービスを継続して提供することが可能であることを明らかにするため、人的資源や財務基盤がどの程度用意されているのか」を示す指標として、下記の項目を製造企業の社会性を図る項目とする。

	企業社会性項目	評価項目
①	事業継続性	業歴、規模、CSR（労働基準法、下請法、個人情報保護法、家表法、景表法、有害物質規制法、景表法、薬機法、P L 法、消費生活用製品安全法、特商法、割賦販売法、廃棄物処理法、容器包装リサイクル法 等の順守）、CS 組織活動、BCP 事業継続計画シート 他
②	SDGs 取組	SDGs 17 分類 169 項目、 3 R（リデュース、リユース、リサイクル） 外部認証団体加盟（ISO、エコテックス、エコサート、FCO マーク等）その他

#### 第5条 認定機関

一般社団法人日本寝具寝装品協会「ヘルスケア認定寝具策定委員会（以下 策定委員会）」が定める認定員会が審査、認定を行う。

尚、認定委員は、策定委員会が推挙する各界有識者数名で構成する。

#### 第6条 評価基準

- 該当製品が有する機能及び性質項目が、ヘルスケア認定寝具として適正 且つ評価に値するかを審査する。
- 評価については、各項目のエビデンスの有無、及び、試験機関や試験方法等の難易度、信憑性 等を根拠として審査を行う。
- 睡眠健康機能においては、①眠りの質改善 及び ②リカバリー(疲労回復)の 2 項目は 40 点とし、その他の項目( ③～⑯)は 25 点とする。ただし、有する機能の 3 項目までを評価点とし、合計点数が 60 点を超える場合は 60 点を上限とする。
- 衛生機能においては、①制菌(特定) ②抗ウィルス③消臭 ④制菌(一般) の 4 項目は 15 点、⑤防ダニ ⑥防カビ ⑦抗菌(防臭) ⑧防蚊 の 4 項目は 10 点とする。ただし、有する機能の 2 項目までを評価点数とし、合計点数の上限を 15 点とする。
- メンテナンス機能においては、すべての項目を 10 点とする。ただし、有する機能の 2 項目までを評価点数とし、合計点数の上限を 15 点とする。
- 企業社会性においては、認定承認の必の評価項目とし、上限を 10 点として 2 項

目を総合評価する。

7. 「睡眠健康機能」「衛生機能」「メンテナンス機能」「企業社会性」の4項目の評価点数を合計し、60点以上を認定の基準とする。ただし、評価合計点が60点を超えていても「企業社会性」が評価されない場合は認定されない。
8. 不適合判定された項目（機能）は、認定寝具として機能表示することは出来ない。

#### 第7条 認定ラベル

認定委員会が認定した製品に対して、「ヘルスケア認定寝具」のラベルを製品に添付することが出来る。

#### 第8条 運用規定

この規定の運用に関しては、運用管理規定を別に定める。

#### 第9条 有効期間

本ガイドラインは有効期間を改定期日から2年間とし、有効期間中においてガイドライン策定委員会にて、対象品目・評価項目・エビデンス項目を重点項目として見直し・修正の検討を行い、必要がある場合には改定を行うものとする。

## 4. ヘルスケア認定寝具制度 <ヘルスケア認定寝具運用規程>

2020年2月28日策定  
2022年1月31日改定  
2025年3月21日改定

### 1. 運用規定

#### 第1条 目的

経済産業省ヘルスケア産業課「ヘルスケアサービスガイドライン等のあり方」に則したJBA自主基準により認定される「JBAヘルスケア認定寝具（以下 認定寝具）」に関して透明且つ客観性に基づいた運用が継続的になされることを目的とする。

#### 第2条 定義

(1) 認定寝具の認定を受けようとする者は、一般社団法人日本寝具寝装品協会（以下JBAという）へ個別加盟していることを前提とする。加盟団体傘下の企業についても同様に個別加盟の対象とする。

(2) 会員企業より認定寝具の認定申請があった場合、ヘルスケア認定委員会（以下認定委員会という）において審査し認定の合否を決定する。

申請及び認定審査については、半年を単位とした2期制を基本とする。

（上期）申請期間：3月～8月 認定審査：9月

（下期）申請期間：9月～2月 認定審査：3月

ただし、申請数量等により認定審査委員会を申請期間の途中で追加開催することを拒まない。

#### 第3条 申請

認定申請に際しては、ヘルスケア認定寝具審査申込書の各機能性項目に、製品に表示されるすべての機能項目を記入する。また、記入したすべての機能性のエビデンス資料等の書類を審査料と共に、ヘルスケア認定寝具認定委員会事務局に提出する。

#### 第4条 認定

(1) 認定の合否については文書にて通知する。ただし、認定委員会での審査内容（合計点数、合否理由等）については公開しない。

(2) 認定審査に合格した認定寝具には認定番号が付与され、認定番号が記載されたヘルスケア認定寝具ラベル（以下 ヘルスケアラベル）又はシールの添付、又は商標を付帯物に印刷が出来る。

ただし、該当製品にヘルスケアラベルを添付せずに、カタログ等に認定寝具であ

ることや認定番号等だけを表記することは出来ない。

- (3) 認定寝具には、申請・認証された機能項目以外の機能性を表示することは出来ない。
- (4) 認定審査に合格した認定寝具は、JBAホームページに「ヘルスケア認定寝具」として掲載する。

## 第5条 諸費用

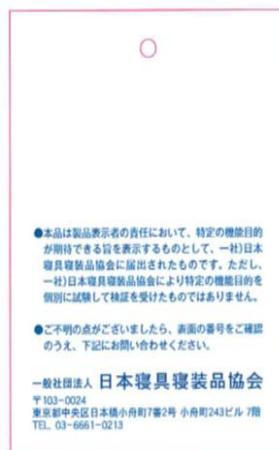
- (1) ヘルスケア認定に際しては、審査料金及び認定料金が発生する。認定の可否に関らず審査料金は返金されない。
- (2) 申請する機能性項目が評価項目数(睡眠健康機能×3項目、衛生機能項目×2項目、メンテナンス機能項目×2項目)を超える場合は別途、審査料金が発生する。
- (3) ヘルスケア認定寝具に係る費用(申請料、認定料、ラベル代金等)については、策定委員会において決定するものとする。

## 第6条 ガイドラインの改廃

策定委員会は、必要があると認められた場合、JBAヘルスケア認定寝具ガイドラインの改廃の是非を検討し、必要に応じて改廃することが出来る。

## 第7条 ラベル等の制定

JBAは、JBAヘルスケア認定寝具を推進するため、下記のラベル、シール、または商標印字を定める。



(ラベル表面)

(ラベル裏面)

(シール/商標印字)

## 第8条 ラベル等の使用

- (1) 認定された製品を「ヘルスケア認定寝具」として製造・販売する際は、必ず認定製品にヘルスケアラベルを添付、及びシールまたは商標の付帯物への印字をしなければならない。

- (2) ヘルスケアラベル、及びシールまたは商標の付帯物への印字した製品については、ヘルスケア認定寝具の認定を受けた者が全ての責任を負うものとする。
- (3) 自社が販売する製品に添付する目的以外に、ヘルスケアラベルを譲渡してはならない。
- (4) 上記の目的以外にヘルスケアラベル及びヘルスケアマークを使用する場合は、協会の許可を得なければならないものとする。
- (5) JBAより認定を受けた表示者が、次に規定する何れかに該当するに至ったときは、手元に残っているヘルスケアラベルのすべてを遅滞なく無償で返還しなければならないものとする。
  - 1. 表示者が本会会員団体を脱退したとき。
  - 2. 表示者が事業を廃止したとき。
  - 3. 当規定に違反したとき。
  - 4. ヘルスケアラベルを変造又は摸造して使用したとき。
  - 5. その他、協会が必要あると認められるとき。

## 第9条 ロゴマークの使用

「第7条ラベル等の制定」に定めるラベルデザイン全体（表面）、又はラベルデザインの一部（表面上部のマーク等）をヘルスケア認定寝具ロゴマーク（以下ロゴマーク）と定め、下記の条項に則して使用すること。

- (1) ロゴマークは下記の販促媒体にのみ使用することが出来る。
  - ① カタログ
  - ② チラシ
  - ③ W E B
  - ④ パッケージ
- (2) ロゴマークを使用するものは、ロゴマーク使用申請書(形式3)を提出し、使用許諾を受けなければならない。
- (3) ロゴマークは、該当製品のみがヘルスケア認定寝具であると明確に分かるよう に該当製品の近傍に表示する。また、タイトル名や社名等の近傍に表示するなど、 あたかも全体が該当するかのような表示はしてはならない。
- (4) ロゴマークは指定色（Pantone2945）または黒色を使用する。また、サイズの拡大 縮小は問わないが縦横の比率の変更は不可とする。
- (5) ロゴマークを表示した認定寝具については、ロゴマークを表示した者がすべての 責任を負うものとする。
- (6) ロゴマークは譲渡してはならない。
- (7) ロゴマークを使用する認可企業が、次に規定するいずれかに該当するに至った時 は、ロゴマークの使用を禁止する。

1. 表示者が本会会員団体を脱退したとき
2. 表示者が事業を廃止したとき
3. 当規定に違反したとき
4. ロゴマークを変造又は模造して使用したとき
5. その他 協議会が必要と認めたとき

## 第10条 表示者の遵守事項

### (1) 責任

ヘルスケア認定寝具のラベル及びロゴマークを使用又は認定寝具である旨の表示を行う者（表示者）は、その機能性について全ての責任を負い、消費者及び仲介者からの説明要求やクレーム等に対応するものとする。

また、表示者は、ラベルを付した製品を法令に違反する方法により消費者に販売している事業者又はそのおそれがある事業者に対し、直接又は間接を問わず、また法令違反の事実を認識しているか否かを問わず、ラベルを付した製品を供給してはならないものとする。

### (2) エビデンスの開示体制

表示者は、各評価項目の認定された機能性について、その妥当性を示すエビデンスデータを保持し、消費者及び仲介者に説明を求められた場合には、速やかに開示できる体制を整えておくこと。

ただし、エビデンスデータの内容が自社機密事項等に抵触する場合に限り、他の方法を以って要求に対する説明が出来ることを条件として、データの未開示を妨げないものとする。

### (3) 機能性の表示・表現

表示者は、当該品の機能表現について、該当する法規等に照らし合わせて表示者の責任において表示・表現を行うこと。

## 第11条 違反に対する措置

ヘルスケア認定寝具制度に違反した事実が明らかとなった場合、策定委員会及び認定委員会はその当該会員に対して必要な措置を講ずることができる。

- (1) 当該会員に対して文書（警告文を送付）をもって違反の事実を示し、速やかに改善を求めるとともに、違反の原因と改善策についての報告書を1カ月以内に提出することを求めるものとする。
- (2) 策定委員会及び認定委員会は、当該会員から提出された改善報告書を審査し、その改善内容が不十分であると判断される場合は、当該会員に対し、下記の改善方法等を指導できるものとする。

### 1. 改善報告書の徵収

2. ラベル交付の停止
3. 未使用ラベルの無償返還
4. 印字付き付帯物の廃棄
5. ラベル使用許諾の取り消し
6. 違反行為により直接又は間接的に協会に与えた損害の賠償請求
7. 違反事実の公表
8. 違反の事実が認められた場合、該当製品の回収を表示者が責任をもって行い、その流通ルートと販売済み（対小売店）の数量を具体的に JBA に提出する。
9. その他、JBA が必要と認めた措置

## 第12条 禁止事項

会員並びに表示者は、ヘルスケア認定寝具ガイドラインに抵触する類似の規定を定め又は表示を行うことを旨とする取り決めをしてはならない。  
表示者が本規定に基づく表示を行ったうえに、さらに主旨を達成するための表示行為については、これを妨げない。

## 第13条 その他

本規定で定められていない事項については策定委員会で定めるものとする。

## 2. コンプライアンス委員会規約

### 第1条 本協会の定款第48条に基づき設置されたコンプライアンス委員会（以下「委員会」という）の規約を次のとおり定める。

1. 委員会の委員の定数は、4名以上10名以内とする。
2. 委員の任期は、2年とする。  
但し、補欠又は増員のため選任された委員の任期は、その前任者又は現任者の残存期間とする。
3. 委員長及び委員の再任は、これを妨げないものとする。
4. 委員長は委員会を代表し、委員会の業務を総括する。  
但し、委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理又は代行する。
5. 委員長の選任は、理事会で行うものとする。
6. 委員の選任は委員長が行い、理事会の承認を得るものとする。
7. 委員会は委員長が招集する。
8. 委員会の議長は、委員長が行うものとする。
9. 委員会の議事は、委員の半数以上が出席し、その過半数で決するものとし、

可否同数のときは委員長の決するところとする。

10. 委員会は、原則として四半期に1回開催し、運営、企画、及びその他必要事項について審議し、又は決定するものとする。
11. 委員会は、議事終了後速やかに議事録を作成しなければならない。
12. 委員会は、年度末までに次年度の事業計画案及び予算案を理事会に提出し、その承認を得て、会長の意向に沿い事業を行うものとする。
13. 委員会は、その事業活動の状況を定期的に会長及び理事会に報告するものとする。
14. 委員会には、必要に応じて専門委員会を置くことができる。
15. 専門委員は、委員長が指名する。
16. 任期中の委員を変更するときは、変更届を理事会に提出しなければならない。

### 3. 試買テスト実施要領

#### 1. 適用範囲

この要項は、一般社団法人日本寝具寝装品協会コンプライアンス委員会（以下「委員会」という）が行う試買テストについて適用する。

#### 2. 目的

試買テストは、ヘルスケア認定寝具の適正化を図るため、市場で販売されているヘルスケア認定寝具ラベルが添付された寝具を購入し、表示内容の確認を行い、消費者の寝具に対する信頼を高めるとともに、寝具の品質向上を図ることを目的とする。

#### 3. 試買方法

- (1) 試料の購入は、原則として半期に1回行うものとし、また必要に応じて購入することができる。
- (2) 試料の購入時期、購入品目、購入場所、購入方法等は委員会で定める試買方法によるものとする。
- (3) 試料は、ヘルスケア認定寝具ラベルが添付されている寝具及び健康機能を謳っている一般寝具を対象とする。

#### 4. 試料の検査

##### (1) 検査機関

検査は、JBAが推奨する検査機関又はJBA事務局で行うものとする。

##### (2) 検査項目

1. 申請・承認された製品の機能性表示方法（表現方法）が該当する法規等に抵触する可能性の有無。
  2. 機能表示の根拠データの信憑性。
- (3) 検査方法

1. 必要と判断された場合、根拠データと同一の試験を実施する。
2. その他必要とされる試験を行う。

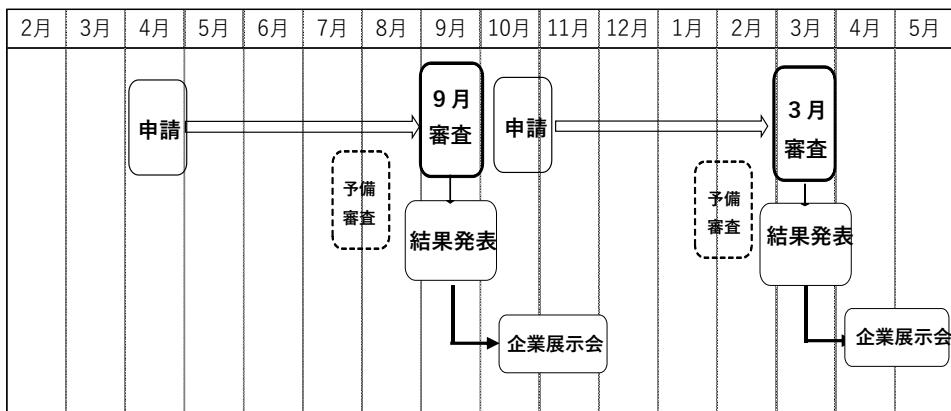
#### (4) 検査結果の処理

検査の結果、ヘルスケア認定寝具制度に定める内容にその寝具の表示内容が違反しているときは、次の処置を行うものとする。

1. 委員会は、当該会員に対し文書で違反の事実を示し、その是正につき速やかに改善を求めると同時に、改善報告書の提出並びに原則として当該製品の回収及び回収報告書の提出を求めるものとする。
2. 委員会は、当該会員から提出された改善報告書、回収報告書を審査し、その改善内容等が不十分であると判断される場合には、当該会員に対して改善方法等を指導できるものとする。
3. 委員会は、前号の求めに応じないと認められた場合、当該会員に対して事情聴取を行うことができるものとする。また、事情聴取の結果、必要あると認められた当該企業に対しては、改善を求めるができるものとする。
4. 委員会は、前号の求めに応じない場合、運用規定第9条（違反に対する措置）の手続きをとることができるものとする。

ただし、その場合には当該企業に対して文書をもってその旨を通知するものとする。

#### 4. ヘルスケア認定寝具 申請・審査フロー



#### 5、申請料・認定料 及びラベル等使用料

<申請料・認定料>	
申請料	20,000円
認定料	30,000円

ラベル等使用料金、税別、送料別		
ラベル	シール	商標印刷
(最低ロット500枚)		数量に関わらず
発注数量による価格変動制		一律 10円/枚
形式 (2) -①	形式 (2) -②	形式 (3) 参照

# 形式(1) ヘルスケア認定寝具認定委員会 事務局宛

〒103-0024 東京都中央区日本橋小舟町 7-2 小舟町 243 ビル7F

一般社団法人 日本寝具寝装品協会内

☎03-6661-0213

## ヘルスケア認定寝具審査用 申込書 (JBA／HP からダウンロード)

\* 下記の欄(網掛部分を除く)を 別表ヘルスケア認定寝具認定基準 を参照されて記入し、裏付(エビデンス、会社経歴書、カタログ等)資料を 添付し事務局宛郵送して下さい。

申請企業名		申請部署 役職		申請者氏名	
品名		商品管理番号(S) 同一品サイズ違い(D)		連絡電話番号	

分類 No.	機能項目	機能特性ポイント	添付エビデンスの検査 機関名称 他(自社 資料)	採点欄		備考
				合否	採点	
1) 睡眠健康機能: 申請機能評価／3項目以内で申請し、その評価点数の合計点				○ × (合計上限 60 点)		
No.	・	・				
No.	・	・				
No.	・	・				
				点		
2) 衛生機能 :申請機能評価／2項目以内で申請し、その評価点数の合計点				○ × (合計上限 15 点)		
No.						
No.						
				点		

3) メンテナンス機能 :				<input type="radio"/> <input checked="" type="radio"/> (合計上限 15 点)				
No.		申請機能評価／2項目以内で申請し、その評価点数の合計点						
No.								
				点				
4)企業社会性: ①と②の 2 項目評価／2項目評価点数の合計点				<input type="radio"/> <input checked="" type="radio"/> (合計上限 10 点)				
①	事業継続性	・		・				
②	SDGs 取組 み 他	・						
				点				
総合計点数				点				

#### ■審査ポイント

- \* エビデンスは、公的、それに準じる第 3 者検査機関、大学、学会施設、病院内治験、素材企業等の実証データとする。比較データは一般標準品で製品仕様を明記して添付必須である。但し、データ取得困難なメンテナンス機能項目は自社試験、調査、解説資料を参考データ評価対象とする。
- \* 企業社会性審査は、JBA 会員企業であり、事業歴・規模、CSR、CS体制や、SDGs への取組み、他(3R、外部認証等)の該当する項の提出書類(会社経歴書、販促物、説明資料等)を審査する。
- \* 審査は、4 分類9項目以内で 提出エビデンスレベルの 合否○× 採点とする ⇒ 企業社会性 10 点必須条件とし総合計点数が 60 点以上を認定する。

---

#### ■ヘルスケア認定寝具認定委員会事務局 記入欄

申請受付日	年 月 日		申請受付番号	No.	品目分類	—	審査料入金日	年 月 日
審査日	年 月 日		認定合否 ○印	合格 不合格	認定料入金日	年 月 日	認定番号	No.

提出日 年 月 日

形式(2)-①

年 月 日

**「ヘルスケア認定寝具®」 ラベル交付申請書**

下記の通り ヘルスケア認定寝具ラベルの交付を申請致します。

貴社名			
住所	〒		
ラベル管理責任者	印	連絡先	✉

製品名	貴社商品管理番号等	ヘルスケア認定寝具認定番号	ラベル サイズ	交付申請数量／枚
(S)				
	(D)			

\* <ラベルサイズ> L サイズ : よこ 60mm × たて 90mm

M サイズ : よこ 40mm × たて 60mm

【ラベル単価】 最少交付申請数量 : 500枚 (以降100枚単位) L・M サイズ共通(税別)

500枚	～1,000枚	30円/枚
1,001枚	～3,000枚	25円/枚
3,001枚	～5,000枚	20円/枚
5,000枚	以上	10円/枚
送料 (税別)		1,000 円 (全国一律)

【振込先】 みずほ銀行小舟町支店 ( 店番号 105 )

口座番号:(普) 1343073 口座名 :一般社団法人日本寝具寝装品協会

\* 振込手数料は貴社負担でお願いいたします。

\* 支払いは、毎月20日締め 翌月25日支払い期限とさせていただきます。

(納品先)

会社名		担当者名
住所		Tel Fax

JBA:(一社)日本寝具寝装品協会 事務局宛

E-mail:info@jba210.jp FAX03-6661-0214

チェック欄	JBA受付日	ラベル手配日	手配 No	発送日

形式(2)-②

年 月 日

**「ヘルスケア認定寝具®」 ラベル(シール型)交付申請書**

下記の通り ヘルスケア認定寝具ラベル(シール型)の交付を申請致します。

貴社名			
住所	〒		
ラベル管理責任者	印	連絡先	<b>□</b>

製品名	貴社商品管理番号等	ヘルスケア認定寝具認定番号	シール サイズ	交付申請数量／枚
	(S)			
	(D)			

\* <シールサイズ> M サイズ : よこ 40mm × たて 60mm

S サイズ : よこ 25mm × たて 37.5mm

<b>【シール単価】</b>	<u>最少交付申請数量 : 500枚 (以降100枚単位)</u>	<u>M・S サイズ共通(税別)</u>
	500枚 ~1,000枚	30円/枚
	1,001枚 ~3,000枚	25円/枚
	3,001枚 ~5,000枚	20円/枚
	5,000枚 以上	10円/枚
	送料 (税別)	1,000 円 (全国一律)

**【振込先】** みずほ銀行小舟町支店 ( 店番号 105 )

口座番号 : (普) 1343073 口座名 : 一般社団法人日本寝具寝装品協会

\* 振込手数料は貴社負担でお願いいたします。

\* 支払いは、毎月20日締め 翌月25日支払い期限とさせていただきます。

**(納品先)**

会社名		担当者名
住 所		Tel Fax

JBA:(一社)日本寝具寝装品協会 事務局宛

E-mail:info@jba210.jp FAX03-6661-0214

チェック欄	JBA受付日	ラベル手配日	手配 No	発送日

形式(3)

年 月 日

「ヘルスケア認定寝具®」商標付帯印字使用の申請及び発注書

ヘルスケア認定番号	No.	JBA 確認 <input type="checkbox"/>	年 月 日 [使用認定○印] 可 否
商品名	・	<input type="checkbox"/>	
貴社商品番号(S)	・	<input type="checkbox"/>	
勤務先	会社名		
	所属部署／役職	所属部署:	役職:
	申請担当者名	印	
	住 所	〒	
	電話番号		FAX番号
	E-mail		
[商標使用申請内容]		* 認定製品にのみ、商標使用の原則です * 資材印字用の商標データ(ai, jpeg)をJBAにお申し込みください * 使用デザイン(版下)を事前に提出ください * 商標の印刷サイズは縦横縮尺変えずに使用して下さい。  ・使用掲載予定期間 <u>・年 月 日～年 月 日</u>  ・使用デザイン(版下) の提出) <u>・注)製品資材の商標印刷部分の版下を提出してください</u>  ・商標使用資材発注 (資材発注書の控え の提出) <u>・発注日 年 月 日</u> <u>・印刷資材発注数量 枚</u> <u>・使用料徴収額 10円/枚(税別)</u> <u>・ロイヤルティ (発注数量×使用料)</u> <u>上記ロイヤルティをJBAより請求させていただきます</u>  ・その他 <b>■ 使用許可条件</b> (委員会記)	
* 発注数量とロイヤルティは1年単位で申請(使用料)を確認していきます。			

JBA(一社)日本寝具寝装品協会内:ヘルスケア認定寝具策定委員会 事務局宛

〒103-0024 東京都中央区日本橋小舟町7-2 小舟町243ビル7F

☎ 03-6661-0213

FAX03-6661-0214

E-mail : info@jba210.jp

形式(4)

年 月 日

**「ヘルスケア認定寝具®」 商標掲載(媒体等)使用申請書**

ヘルスケア認定番号	No.	JBA 確認 <input type="checkbox"/>	年 月 日 [使用認定〇印] 可 否
商品名	・	<input type="checkbox"/>	
貴社商品番号(S)	・	<input type="checkbox"/>	
勤務先	会社名		
	所属部署／役職	所属部署:	役職:
	申請担当者名	印	
	住所	〒	
	電話番号	FAX番号	
	E-mail		
[商標使用申請内容]		<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記 内容具体的に記載して下さい。</li> <li>・注)認定製品にのみ、商標使用の原則です</li>   <li>・ 使用掲載予定期間</li> <li>・ 使用掲載媒体</li>   <li>・掲載文言等の内容 (ラフ版下(案)があれば別紙添付して下さい)</li>   <li>・その他</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記 内容具体的に記載して下さい。</li> <li>・注)認定製品にのみ、商標使用の原則です</li>   <li>・ 使用掲載予定期間</li> <li>・ 使用掲載媒体</li>   <li>・掲載文言等の内容 (ラフ版下(案)があれば別紙添付して下さい)</li>   <li>・その他</li> </ul>	
■認定条件 (委員会記)		<ul style="list-style-type: none"> <li>* 運用規程第9条ロゴマークの使用項目参照して下さい</li> <li>* カラー指定 PANTONE2945 黒色使用可</li> <li>* 掲載サイズは縦横縮尺変えずに 文字判読できる範囲で使用して下さい。</li> </ul>	

JBA(一社)日本寝具寝装品協会内:ヘルスケア認定寝具策定委員会 事務局宛

〒103-0024 東京都中央区日本橋小舟町7-2 小舟町243ビル7F

 03-6661-0213

FAX03-6661-0214

E-mail : info@jba210.jp

本書は「令和元年度健康寿命延伸産業創出推進事業（ヘルスケアサービス品質評価構築支援事業）」の成果物として作成した事業報告書です。



## 一般社団法人 日本寝具寝装品協会

〒103-0024 東京都中央区日本橋小舟町7-2 小舟町243ビル7F

Tel : 03-6661-0213 Fax : 03-6661-0214